

## 鴨川アクションプランフォローアップ委員会要綱

### (目的)

第1条 「水辺の回廊整備・鴨川創造プラン」等の鴨川の整備を実施するに当たり、PDCAサイクルのもとに府民ニーズを的確に反映しているか等について、専門家から意見を聴くため、鴨川アクションプランフォローアップ委員会（以下「委員会」という。）を開催する。

### (意見聴取事項)

第2条 委員会では、次に掲げる項目について意見を聴取するものとする。

- (1) 鴨川アクションプランの進捗に関する事
- (2) 公共空間整備・治水対策の内容に関する事
- (3) 府民の協働や府民からの情報収集に関する事
- (4) 鴨川の情報発信に関する事

### **(5) 鴨川の新しいアクションプランに関する事**

- (6) 前各号に掲げる事項のほか、鴨川の整備に関し知事が特に必要と認める事項。

### (委員)

第3条 会議の委員は、学識経験を有する者その他適当と認められる者9名とする。

- 2 知事は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

### (運営)

第4条 委員会は、委員の互選により選出された委員長が進行する。

- 2 委員会は、公開を原則とする。ただし、知事が必要と認めた場合は、非公開とすることができる。

### (作業部会等の設置)

第5条 知事は、府民からの様々な情報に関し、予め整理が必要であると認めるときは、作業部会等を開催することができる。

- 2 作業部会等の構成員は、委員の中から知事が選任する。
- 3 知事が必要と判断した場合には、委員以外の者で専門的な知識を有する者を招集することができる。
- 4 委員以外の者については、委員の取扱いに準じるものとする。

### (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の開催に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則 この要綱は、平成22年2月4日から施行する。

附 則 この要綱は、平成24年11月16日から施行する。

**附 則 この要綱は、平成25年9月4日から施行する。**